平成２３年（フ）第８９６９号
東京都品川区旗の台２丁目９―15―504
破産者　吉守　禎二
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８９８９号
埼玉県八潮市大字南川崎390―１
破産者　青木　うら
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８９９５号
東京都世田谷区下馬６丁目44―９―103
破産者　鐵山　雅啓
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９００４号
神奈川県相模原市南区相模台３丁目18―15―204
破産者　児玉　正志
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９００５号
東京都練馬区光が丘２丁目10番２―701号
破産者　株式会社ファクター
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０１９６号
東京都台東区竜泉３丁目11―５―101
破産者　翁田　生二
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０４３８号
千葉県我孫子市湖北台７丁目19―60―305
破産者　西手いづみ
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０４７９号
東京都墨田区業平４丁目10―８　川崎ハウスＳ―Ｃ号室
破産者　川口　真吾
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０５０７号
東京都板橋区大山金井町52―13　フラッツソブリンW―01
破産者　淺山伸一郎
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０５３０号
東京都文京区西片２丁目18―８―404
破産者　伴　　伸二
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０５３９号
東京都板橋区高島平９丁目40―13―605
破産者　川上　文敏
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０５４０号
東京都板橋区高島平９丁目40―13―605
破産者　川上久美子
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０５６７号
埼玉県所沢市中富南１―７―３　レオパレスエステシティⅡ―101、住民票上の住所福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬995―２―804
破産者　長山　陽司
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０５９６号
東京都北区中里３丁目17―18―101
破産者　鈴木　勝雄
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６３６号
神奈川県横浜市都筑区加賀原２丁目18―９、住民票上の住所福島県会津若松市馬場本町４―８―506
破産者　安東　一石
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６５４号
神奈川県厚木市妻田北１丁目６―５
破産者　勝田　　悟
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６６６号
東京都多摩市和田３丁目１―９―410
破産者　福嶋　　忠
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６７２号
東京都江戸川区臨海町５丁目１―１―204
破産者　齋藤　好彦
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０７０１号
東京都足立区島根３丁目21―13―111、開始決定時の住所東京都足立区中央本町５丁目４―14―401
破産者　水沢泰明こと　趙　　泰明
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０７０６号
東京都北区上十条１丁目15―16―101
破産者　丹羽　大介
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０７１６号
東京都荒川区東尾久３丁目20―３―101　ペリグリンアパートメント町屋Ⅰ
破産者　粟野　一三
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部